

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日は、
翌日の翌日

目次

- ◇ 告 示 土地改良事業計画の適否の決定
国有財産の用途廃止(二件)
都市計画道路の変更
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 告 示 都市計画事業の認可
都市計画公園の変更
都市計画画緑地の決定
- ◇ 公 告 保母試験の合格者
- ◇ 正 誤 昭和四十八年五月鳥取県告示第三百二十八号中訂正等

告 示

鳥取県告示第八百五十号

昭和四十八年十月十二日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良(出土地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので土地

改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十月二十九日から用途廃止した。

昭和四十八年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル)	用途
鳥取市東今在家字下向三五七番六地先	六六・〇一	水路敷
鳥取市東今在家字下向三五七番四地先から若美郡国府町大字宮下字河菊六一七番六地先まで	四一・八五	水路敷

鳥取県告示第八百五十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十月二十九日から用途廃止した。

昭和四十八年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 (平方メートル)	用 途
西伯郡会見町浅井字下河原二九八番一地先	八七・一八	道路敷
西伯郡会見町浅井字下河原二九九番一地先から同町浅井字下河原三〇〇番一地先まで	四五一・七四	道路敷
西伯郡会見町浅井字下河原二九八番一地先から同町浅井字下河原三〇〇番一地先まで	五三・七一	水路敷

鳥取県告示第八百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

三・三・三号外港外江線

変更する部分

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

境港市蓮池町、馬場崎町、元町並びに上道町字中頭無、字中鴻河、字川底、字大蛇郷、字勝負仕山、字一本松及び字湯郷居

鳥取県告示第八百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年一月十二日 鳥取県指令受都計第六百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市上町六五ノ二

吉田不動産コンサルタント

代表者 吉田幹男

鳥取県告示第八百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・十号 米子駅裏公園

三 事業施行期間

昭和四十八年十一月二日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

米子市目久美町地内

鳥取県告示第八百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東伯都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第三・三・一号 いなり公園

追加する部分

東伯郡東伯町大字浦安字正免及び字天神ノ上並びに大字三保字下井尻及び字東井尻

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第八百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画緑地を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の決定に係る土地の区域

第一号 千代川緑地

鳥取市安長字前内ノ二、字河原口、字桶屋田ノ一及び字雁津柳原、古海字鷹津土手外、字上鷹津及び字村土居、西品治字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四並びに古市字御柵ノ内、字御柵ノ内一、字御柵ノ内二、字御柵ノ内三、字木戸ノ外、字下新田及び字徳廻り土手外

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

公 告

昭和48年9月に行なつた保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和48年11月2日

鳥取県知事 石 破 二 朗

三浦 早苗	塚口 絢子	前田 龍子	金子 光子	近藤 禮子
小林 まち子	高畑 靖子	藤原 廣子	海辺 幸枝	鈴木 弘子
向井 智江	津田 博子	河野わか子	井上 妙子	間庭 雅子
森 茂子	亀井 道子	江木とよ子	大井 恵子	植田佐千代
永海倭文世	宮本紀代美	河村 利子	吉谷 裕子	伊藤 敏江
吉岡 通子	木村 順子	越 幸子	大山やよい	藤原 陽子

正 誤

一 昭和四十八年五月鳥取県告示第三百二十八号（解除予定の保安林について）中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十八 上 七 水ノ山 水ノ仙

二 昭和四十八年六月鳥取県告示第四百二十五号（解除予定の保安林について）中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 終わりから二（次の図に示す部分に（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】